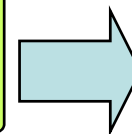


著作権法の一部を改正する法律案の概要

参考資料3

- ・インターネットを利用した事業が諸外国に比較しても遅れている
- ・違法配信からの複製が正規事業を上回る規模となっている
- ・障害者の情報格差が拡大している



著作権をめぐる早急な環境整備が必要

改正の趣旨

骨太方針2007等に基づき、電子化された著作物等（デジタルコンテンツ）の流通促進のため、インターネット等を活用して著作物等を利用する際の著作権法上の課題の解決を図る。

改正の概要

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

様々な社会的要請を踏まえ、権利者の許諾なく次の行為を行えるようにする。

- インターネットで情報検索サービスを実施するための複製等
- 過去の放送番組等をインターネットで二次利用する際に権利者が所在不明等である場合の利用
- 国立国会図書館における所蔵資料の電子化
- その他（インターネット販売等での美術品等の画像掲載、情報解析研究のための複製、送信の効率化等のための複製、電子機器利用時に必要な複製）

2. 違法な著作物の流通抑止

権利者が安心して著作物を提供でき、利益を確保できる環境を確保するため、次の措置を講じる。

- インターネット販売等で海賊版と承知の上で行う販売の申出は権利侵害とする（罰則あり）
- 違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする（罰則なし）

3. 障害者の情報利用の機会の確保

障害者のために、権利者に無許諾で行える範囲を拡大する。

- 視覚障害者向け録音図書作成が可能な施設を公共図書館等にも拡大。
- 聴覚障害者のための映画や放送番組への字幕や手話の付与を可能に。
- 発達障害等で利用困難な者に応じた方式での複製も可能に。

4. その他

- 登録原簿の電子化

施行期日

平成22年1月

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(1) インターネット情報検索サービスを実施するための複製等

インターネットでの情報検索サービス（Yahoo!やGoogle）に伴う、情報の収集、整理・解析、検索結果の表示が、著作権法に抵触する可能性があり、日本国内にサーバーを設置できないとの指摘。（「情報大航海プロジェクト（経済産業省）」を推進する観点からも、検討の要請。）

法改正によって……



法改正の内容

情報検索サービスに必要な行為は、著作権者の許諾を得なくても可能とすることを明確化する。
ただし、次の条件を付する。

- ①権利者がネット上で情報収集を拒否する旨の意思表示を行っている場合は、当該情報を収集しない。
- ②サービス事業者が違法複製物の存在を知った場合、その表示を停止する。

国内でも安心して情報検索サービスが実施できるようになり、次世代サービス開発が加速。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(2) 権利者不明の場合の利用の円滑化

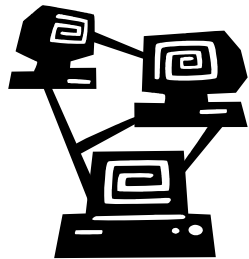
○「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2007」で、「デジタルコンテンツ流通促進のための法制度等を2年以内に整備する」と記述。

○過去に放送されたテレビ番組等をインターネットで二次利用する場合、著作権者や実演家(俳優)が所在不明であるなどの理由で許諾が得られないことが阻害要因であり、まずこの点を解決すべきとの指摘。

現行の裁定制度(著作権者が所在不明等の場合に文化庁長官の裁定で利用する制度)では、①実演家(俳優)を対象としていない、②裁定結果が出るまでに時間がかかる等の問題点。

法改正の内容

法改正によって……



①実演家の所在不明の場合にも、裁定制度を利用できるようにする。

②裁定申請の際に供託金を供託すれば、裁定結果が出る前でも暫定的な利用を認める。

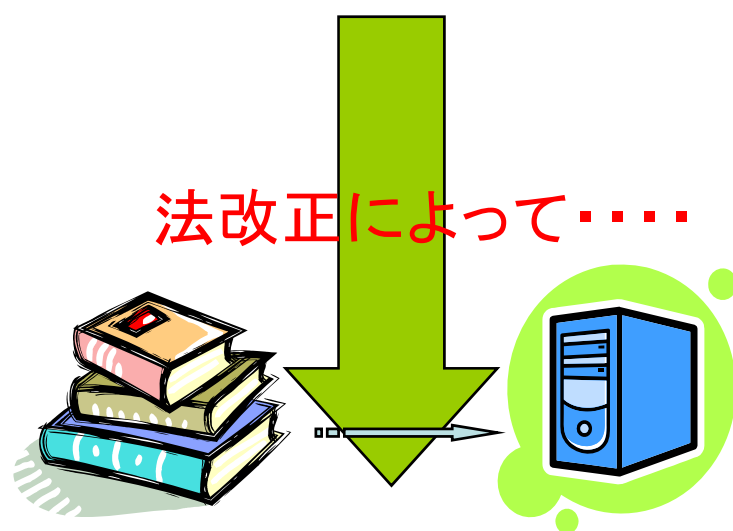
過去に放送されたテレビ番組のインターネット配信(例:NHKオンデマンド)等が行いやすくなり、新たなサービスが加速。

1. インターネット等を活用した著作物利用の円滑化を図るための措置

(3) 国立国会図書館における所蔵資料の電子化

出版物を網羅的に収集し保存するという国立国会図書館の役割を踏まえ、所蔵資料が傷む前に電子化し、原資料を文化的遺産として保存できるようにすることが重要。

現行法では、現に損傷・劣化した資料の保存のための電子化のみ可能。



法改正の内容

国立国会図書館においては、所蔵資料を納本後直ちに電子化できることとする。

(閲覧やコピーサービスの運用は出版業界の意見も踏まえ、適切にルール化)

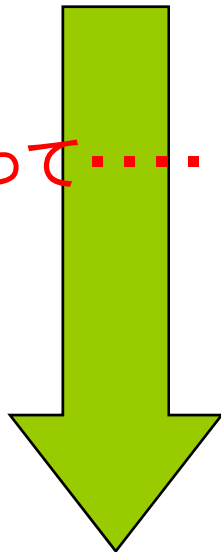
出版物が納本直後の良好な状態で文化的遺産として保存され、
将来の世代に引き継ぐことが可能。

2. 違法な著作物の流通を抑止

- ①インターネット販売等を利用した海賊版の販売申出(広告)が、権利侵害を助長しているとの指摘。
(販売そのものは現行法でも違法)
- ②違法なインターネット配信(違法配信サイトやファイル交換ソフトなど)からの音楽・映像の複製行為(ダウンロード)が、正規ビジネスを圧迫する規模になっている。

例:携帯電話向け音楽配信からの年間ダウンロード曲数 違法:約4億曲 > 正規:約3億3千万曲
(社)日本レコード協会調査

法改正によって……



法改正の内容

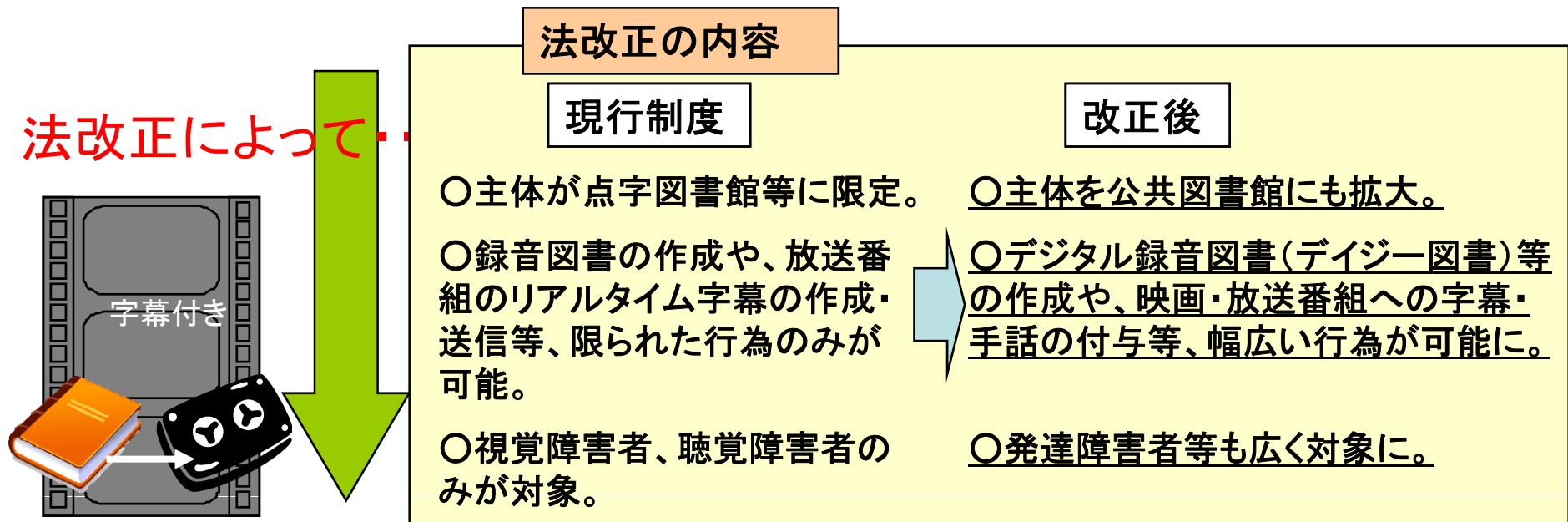
- ①海賊版と承知の上で行う販売の申出(広告行為)を権利侵害とする。(罰則あり)
- ②違法なインターネット配信による音楽・映像を違法と知りながら複製することを私的使用目的でも権利侵害とする。
(罰則なし)

違法な著作物の流通を抑止し、正規ビジネスの成長と権利者への適切な利益還元を促進。

3. 障害者の情報利用の機会の確保

- インターネットの発達等により、健常者は多様な情報に簡単にアクセスすることができるようになる一方、障害者はそのような情報にアクセスすることが難しく、情報格差が拡大。
- 「障害者の権利に関する条約」においても、「知的財産権を保護する法律が、障害者が文化的な作品を享受する機会を妨げる不当又は差別的な障壁とならないことを確保するためのすべての適切な措置をとる」と規定。

現行法では、点字図書館による録音図書の作成や、関係福祉施設による放送番組のリアルタイム字幕の作成・送信など、主体や範囲が限定されている。



障害者も健常者と同様に多様な情報へのアクセスが可能。